

高齢者虐待防止のための指針

医療法人ヒポクラテス
介護付有料老人ホームたけむら

1. 基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなるとき時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、介護付有料老人ホームたけむらの基本的な考えとしてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。(別紙参照)

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会について

- 1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の「施設長」です。虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者は別紙①の通り。
- 2) 身体拘束廃止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- 3) 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- 4) 虐待防止検討委員会の議題は、具体的には、次のような内容について協議するものとしします。
 - ①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ②虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待発生時の考え方

1) 虐待の発見および通報

- ①職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
- ②利用者に虐待が疑われる場合には、虐待防止担当者に速やかに報告する。
その後、「虐待発生時の対応の流れ」に基づきすみやかな解決につなげる。

2) 虐待に対する職員の責務

- ①施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めなければならない
- ②虐待防止担当者は施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は虐待防止委員会を開催し解決にあたり。速やかに県市町村の担当者へ報告する。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

職員研修は、身体拘束の内容と合わせて下記のような項目も踏まえて、年2回以上開催し、虐待防止に積極的に取り組みます。

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告の手順
- ・ 発生した場合の改善策

5. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

6. 指針の閲覧について

当施設での高齢者虐待防止指針は求めに応じて入居者等もいつでも施設内にて閲覧できるようにします。

附則

この指針は令和3年4月1日より施行する。